

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成4年3月まで

私は、平成4年3月31日にA医院を退職したが、同医院に勤務していた5年間は、厚生年金保険に加入していなかったことが分かり、同年4月ごろ、B市C区役所のD出張所で国民年金の加入手続を行い、5年間分の保険料を一括で納付した。

当時、私は年金制度の知識が無かったため、国民年金の加入手続については、対応してくれた男性職員にすべて任せていたが、この手続で年金記録に空白が無いことを確認したことを覚えている。

保険料の納付については、退職金などのまとまったお金があったし、私が約5年間分を一括納付したことを夫も覚えているので、未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A医院に在職中の5年間を国民年金の被保険者期間とするため、B市のD出張所で国民年金の加入手続を行い、男性職員から手交された形態の異なる数枚の納付書で、当該期間分の保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の保険料の納付日から、平成4年1月ごろに払い出されたものと推定され、当該時点で、厚生年金保険の資格喪失日である昭和62年3月22日にさかのぼって国民年金の第1号被保険者の資格取得日としたものと推定され、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、オンライン記録によると、いったん、平成元年12月の保険料は、平成4年1月28日に納付済みとされ、平成3年度の保険料は、現年度納付され

たところ、「厚生年金保険等加入」を理由として、4年5月26日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該期間に厚生年金保険等の加入記録は無く、当該還付理由に該当しないことから、行政上の事務処理に不備があったことがうかがえる上、B市では、「年度の途中で国民年金に加入し、保険料の全納を希望した場合、当該年度分の納付書を手書きで作成する。また、過年度保険料についても、時効消滅前までの保険料を一括で納付することを希望した場合は、1枚の納付書に年度の異なる期間をまとめて記載する。」としており、A医院に勤務していた期間の国民年金保険料を一括で納付する意思があった申立人が、過年度保険料のうち、時効直前の平成元年12月分のみを納付を希望するとは考え難い上、同市の納付書作成に係る取扱状況についての上記回答を踏まえると、平成元年12月から3年3月分までの過年度保険料及び平成3年度の現年度保険料の2種類の納付書が、申立人に手交されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和62年3月から平成元年11月までの期間については、4年1月の保険料納付時点で時効となるため、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、平成5年1月19日から6年3月1日までの厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を5年1月19日に、資格喪失日に係る記録を6年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、5年1月から同年12月までは34万円、6年1月及び同年2月は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から6年2月ごろまで
② 平成6年3月ごろから7年5月まで

私の夫は、B社の事業主が設立した二つの会社に勤務していた。一社は、申立期間①においてA社で、もう一社は、申立期間②においてC社で勤務し、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の内縁の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、平成5年1月19日から6年3月1日までの期間は、申立人から提出された給与明細書及び申立人が赴任時に撮影したA社D支店での写真により、申立人はA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成5年1月から同年12月までは34万円、6年1月及び同年2月については53万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録では、A社は適用事業所としての

記録が確認できないが、商業法人登記簿によれば、同社は昭和 63 年 1 月 11 日に株式会社の設立登記（平成 9 年 6 月 3 日解散）をしており、平成 5 年 1 月 19 日から 6 年 3 月 1 日までの期間において法人であることが確認でき、当該期間において、厚生年金保険法に定める厚生年金保険の適用事業所の要件（法人の事業所又は事務所のうち、「常時一人又は二人の従業員を使用するもの」（昭和 63 年 2 月 29 日付け社会保険庁通達））を満たしていたと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において強制適用の対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、平成 6 年 6 月から同年 12 月までについても、申立人から提出された給与明細書及び建物賃貸借契約書等により、申立人は、C 社で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、i) C 社に係る商業法人登記簿から、申立人が同社の役員（取締役）であること、ii) 申立人の提出した名刺から、申立人が C 社 D 支店支店長であったこと、iii) 「C 社（平成 6 年）6 月度給与明細書」の承認印欄に「E」と押印されていることが確認でき、申立人は、同社における社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

また、申立人には、申立てに係る基礎年金番号に統合されていない申立人のものと思われる国民年金の加入記録があり、その記録において平成 6 年 4 月から 7 年 6 月まで国民年金保険料が申立人の申請により免除されていることが確認でき、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうち C 社に勤務していた平成 6 年 6 月から同年 12 月までについては、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成 6 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 7 年 1 月から同年 5 月までの期間については、C 社は適用事業所として確認できな

い上、同事業所は既に解散していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、前述のとおり、申立人は、当該期間においても国民年金の加入期間であり、国民年金保険料が申立人の申請により免除（平成6年3月を除く。）されていることが確認できる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを証する関連資料（給与明細書等）は無い。

加えて、当該期間のうち、平成7年4月1日から同年5月31日まではC社とは別の事業所に係る雇用保険の加入記録がある。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成6年3月から同年5月までの期間及び7年1月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年1月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から20年4月6日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、14年10月から17年6月までは26万円、同年7月は14万2,000円、同年8月から20年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成13年1月1日から20年4月6日まで

私は、昭和63年11月から平成20年4月までA社に勤務していたが、退職後に、13年1月から退職するまでの標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低額であることに気付いた。残っている給与明細書を見ると、給与から控除された厚生年金保険料は記録されている標準報酬月額に比べて高額と思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成13年1月から14年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初26万円と記録されていたところ、14年5月2日付けで遡^{そきゅう}及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたが、申立事業所に係る滞納処分票において、事業主が、平成14年4月17日に

社会保険事務所に出向き、滞納額を減少させることについて相談し、これに対し、社会保険事務所が早急に13年1月改定の引下げ月額変更届を出すよう指導しているのが確認できる。このことについて、申立事業所は、「社会保険事務所の提案及び指導を受けて、遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を減額することに応じた。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成14年5月2日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の13年1月から14年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間のうち、平成14年10月から20年3月までについても、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、申立期間のうち、14年10月から17年6月までの期間及び17年8月から20年3月までの期間については、申立事業所が保管する賃金台帳により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円又は20万円）を超える報酬月額の支払いを受け、この報酬月額に基づく標準報酬月額（28万円から53万円）より低い標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成17年7月についても、同様にオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）を超える報酬月額の支払いを受けているが、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（14万2,000円）は、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額（26万円）より低いことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与の総支給額から、平成14年10月から17年6月までは26万円、同年7月については14万2,000円、同年8月から20年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、24万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

私は、平成 18 年 12 月 20 日に A 事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成 22 年 3 月 11 日に当該賞与支払届を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成 18 年冬期賞与計算書により、申立人は、平成 18 年 12 月 20 日に支給された賞与から、9 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 11 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、33万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、38万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、47万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、30万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、48万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気付き、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、52万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、47万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、平成18年12月20日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成22年3月11日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する給与台帳に基づき作成した平成18年冬期賞与計算書により、申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与から、43万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

22年3月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
② 昭和 22 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 6 月 1 日に A 社 B 支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得して、25 年 4 月ごろまで働いたにもかかわらず、22 年 4 月 1 日に退職して、同年 5 月 15 日に申立期間①に係る脱退手当金を受給した記録となっている。当時は脱退手当金制度を知らなかったため、自分で請求手続きをすることはあり得ず、脱退手当金を受給した記憶も無い。

また、申立期間②も、同支店で継続して働いていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に C 社(当該名簿には A 社 D 営業所の名称が併記されている。)で被保険者資格を取得後、21 年 4 月 1 日に資格を喪失し、同日に A 社 B 支店で資格を取得し、22 年 4 月 1 日に資格を喪失していることから被保険者期間は 34 か月となることから、当時の正規の脱退手当金の支給要件は、3 年以上の被保険者期間を必要とすることから、申立人は、この支給要件を満たしておらず、また、その他の支給要件にも該当しない。

また、本来、脱退手当金の請求は、最終事業所で行うものであるが、申立人に係る被保険者原票を見ると、事業所名として A 社 B 支店ではなく、資格取得時の C 社の記号のみが記載されている上、同原票には「全期間に対応する名簿(紛失)」、「全部照合不能台帳 31.5.30 認定」の押印及び記載があり、申立期間当時の支給状況が確認できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立人は申立期間②について、申立事業所に勤務していたと申し立てているが、同事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、昭和21年6月1日にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、申立人と一緒に働いた期間は1年程度であったと供述している上、申立期間に同事業所で被保険者資格を取得している同僚4人(昭和22年4月1日資格取得2人、同年9月1日資格取得1人、23年9月1日資格取得1人)は、申立人を知らないと供述していることを踏まえると、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたとは考え難い。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無い上、申立人は、申立期間②において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かの記憶が明確でなく、ほかに申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月16日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月16日から同年9月3日まで

私は、昭和41年3月16日にB社に入社し、同社がA社(現在は、C社)に合併した後も、正社員として、継続して勤務した。

しかし、昭和48年8月16日に同社D工場からE工場に異動した時の厚生年金保険の加入記録が1か月間無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継事業所が保管する申立人に係る職員カードにより、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務(昭和48年8月16日に同社D工場から同社E工場に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年9月3日のA社における社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立事業所は不明としているが、事業主が保管している、申立人がE工場へ異動した時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が、申立人がD工場で被保険者資格を喪失した昭和48年8月16日ではなく同年9月3日となっていることが確認でき、事業主は届出誤りを認め、既に申立人に対して補償金を支払

っている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がE工場へ異動した際の資格取得日を昭和48年9月3日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から同年 11 月までの期間、42 年 2 月から 43 年 11 月までの期間及び 59 年 12 月から 60 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から同年 11 月まで
② 昭和 42 年 2 月から 43 年 11 月まで
③ 昭和 59 年 12 月から 60 年 2 月まで

私は、申立期間のすべてについて国民年金加入手続及び保険料の納付には直接関与していないが、申立期間①はA郡B村（現在は、C市）で兄夫婦と同居し、申立期間②はD市で働いていたが住民票はB村のままであったので、兄又はその妻にお金を渡しており、その中から国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、申立期間③は、E市で同居していた元妻が納付してくれていたと思う。国民年金の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿から昭和 48 年 4 月 10 日に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びE市が作成した国民年金カードには資格取得日が昭和 47 年 12 月 1 日となっていることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできないほか、申立人は、申立期間①及び②当時、兄及びその妻から国民年金手帳をもらった記憶は無く、同手帳の話も聞いたことは無いとしている。

また、申立期間①については、申立人が自分の国民年金の手続を行ってくれたと主張する兄及びその妻の国民年金の資格取得日は昭和 40 年 8 月 26 日となっており、当該兄及びその妻は未加入期間であることから、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立人はA郡B村に住民票はあったと
しているところ、申立人の兄は、同人の国民年金被保険者台帳から申立期
間②当時はF市に在住していたことが確認できる上、C市は、申立期間②
当時のB村役場での保険料納付は印紙検認方式であったと回答しているこ
とから、申立人の兄又はその妻はB村役場等に出向いて納付する必要があ
り、他市に在住していた当該兄又はその妻が納付を行ったとは考え難い。

- 2 申立期間③について、申立人は、申立期間③当時はE市に住んでおり、
国民年金保険料は同居していた元妻が納付していたと主張しているが、申
立人の元妻に係るE市作成の国民年金カードによると、申立期間③当時、
当該元妻はG市に在住していたことが確認でき、申立人の主張と異なる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びE市作成の国民年金カー
ドには、昭和56年6月1日の資格喪失日以降の加入記録は無く、このこと
から、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはで
きない。

- 3 申立期間①、②及び③について、申立人が申立期間の保険料を納付して
いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及
び②について、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立
人の兄及びその妻は既に他界しているほか、申立期間③について、保険料
の納付を行ったとする同居の元妻も他界しており、当該申立期間に係る国
民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認できないなど、ほかに申立
期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してい
たものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年9月までの期間及び43年3月から46年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年9月まで
② 昭和43年3月から46年10月まで
③ 昭和48年7月から同年12月まで

私の独身時代の申立期間①及び②の国民年金保険料は、母が「あなたが年をとったら国からお金がもらえるようにしてあるから。」と言って、兄及び姉の保険料と合わせて毎回A町役場の窓口で納付してくれていた。また、私が離婚した後の申立期間③の国民年金保険料については、B町役場の担当者から免除になるので納付しなくて良いと聞いた。申立期間の国民年金の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿から昭和49年1月10日以降に払い出されていることが確認できる上、A町の国民年金被保険者名簿を見ると、「資格取得年月日」欄に49.1.24と記載され、「新規・再取得の別」欄には新規取得を示す「新」に丸の表示が付されていることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録とも一致していることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、また、別の記号番号の払い出しの形跡も無いことから、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の姉及び兄（二男）の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、申立人の姉に

については、申立期間①のうち昭和 42 年度の保険料は過年度保険料として納付していることが確認でき、申立人の兄については、47 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、さかのぼって約 4 年分の保険料を納付していることが確認できることから、同人は、申立期間①及び②当時は国民年金には未加入であり、これらのことは、申立人の母親が毎回役場の窓口で申立人の姉及び兄の保険料を納付していたとする申立人の主張とは異なる。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、申立期間①及び②に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認できない。

2 申立期間③については、申立人は申立期間③の国民年金保険料の免除申請を行った際の詳細な記憶が無い上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、「昭和 48 年度国民年金印紙検認記録」欄には昭和 48 年 4 月から同年 12 月までは斜線が引かれ「保険料不要」と押印されていることが確認できるとともに、申立人が免除申請を行った事情もうかがえず、上記 1 のとおり申立人の国民年金被保険者資格の取得日は 49 年 1 月 24 日であることから申立期間③は未加入期間であり、制度上、免除申請を行うことができない。

3 このほか、申立期間①及び②については、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立期間③については、申立期間の保険料を免除していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間③の国民年金保険料を免除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成元年 4 月までの期間及び同年 12 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から平成元年 4 月まで
② 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで

私は学生で県外にいたが、20 歳になった時に母親が国民年金に加入し、保険料を納付してくれた。昭和 63 年 3 月に大学を卒業し自宅に戻ってからも、平成元年 5 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、引き続き母親が保険料を納付してくれた。その後、同年 12 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してからも、母親が国民年金保険料を納付しているので未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録から、平成元年 5 月に初めて厚生年金保険に加入した際に厚生年金保険被保険者番号が付番されており、申立期間①及び②の期間においては国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は、申立人の年金手帳については、申立人が平成 7 年 4 月に婚姻するまで母親が保管し、婚姻の際、申立人に手渡したとしているが、その年金手帳は紛失したため、交付時期や手帳に記載された内容は不明としている上、上記のとおり申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いことを踏まえると、申立人の母親が所持していたとする年金手帳は、平成元年 5 月に申立人が厚生年金保険に加入した際に発行された年金手帳であった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金の加入及び保険料納付については直接関与しておらず、申立人の母親も、当時の記憶が明確ではなく、申立期間①及び②当時の具体的な国民年金の加入及び保険料納付の状況が不明である上、申立人及び申立人の母親が、当該申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から17年3月まで

区役所の職員か嘱託員か分からないが、女性が国民年金保険料の納付勧奨で自宅に来た際、母子家庭で保険料を納付することが困難な旨を相談すると、免除申請をするように勧められ、平成13年から毎年1回、自宅に職員又は嘱託員が来た時に手続をしていたのに、14年4月から17年3月までが未納となっているので、全額免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年1回、区役所の職員又は嘱託員が自宅に来た時に、免除申請の手続をしていたと主張しているところ、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国へ移管された平成14年4月以降の期間であることから、申立人の自宅に訪問するとすれば、社会保険事務所（当時）の職員又は推進員となるが、申立期間当時、当該職員又は推進員が申立人の自宅を訪問したことを確認できる資料等が無い上、申立人が毎年提出した免除申請について、複数回にわたり連続して、行政側に事務処理誤りがあったとは考え難い。

また、国民年金保険料免除・納付猶予申請書によれば、申立人は、申立期間直後の平成17年4月から同年6月までの免除申請及び17年7月から18年6月までの免除申請を、18年3月9日に行っていることが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、免除申請を行った時期を具体的に記憶していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（申請書の控え、承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月及び同年2月

私は、会社を平成11年1月に退職してすぐに、社会保険事務所（当時）に行き、国民年金及び健康保険の資格取得の手続をした。当日、社会保険事務所の窓口で平成11年1月分の国民年金保険料及び健康保険料（合計2万8,000円前後）を納付するとともに、同年2月分の当該保険料は妻が翌月に社会保険事務所で納付したにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金及び健康保険に加入するため社会保険事務所へ手続に行き、当日、社会保険事務所の窓口で、平成11年1月分の国民年金保険料及び健康保険料を納付するとともに、同年2月分の当該保険料は妻が翌月に社会保険事務所で納付したと主張しているが、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料は納付できない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間が国民年金に未加入であったことから、平成12年8月21日に国民年金の適用勧奨対象者とされていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を社会保険事務所で納付したとしているが、申立期間当時、現年度保険料を社会保険事務所で納付することはできない上、全国健康保険協会A支部によると、申立人は申立期間に健康保険に任意継続被保険者として加入し、平成11年1月及び同年2月分の健康保険料（月額2万3,800円）を平成11年2月23日に納付したことが確認できることから、当該健康保険料と申立期間の国民年金保険料を混同している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月

私は、申立期間当時、自宅に集金に来た子供会の役員に、納付書により 3 か月分の付加保険料を含む国民年金保険料を渡していた。昭和 56 年 9 月に就職したが、手元に昭和 56 年 10 月分以降の、3 か月分の保険料をまとめて納付できる納付書が残っていることから、同年 9 月分の保険料は同年 7 月及び同年 8 月分と一緒に納付したと思っている。

しかし、昭和 56 年 9 月は、厚生年金保険の加入記録があることから、国民年金の保険料は還付されるはずであるにもかかわらず、還付を受けておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 10 月分以降の、3 か月分の保険料をまとめて納付できる納付書が手元に残っていることから、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を同年 7 月及び同年 8 月分と一緒に納付したと主張するが、子供会の役員に納付した時期を記憶していない上、申立期間当時、申立人が居住していた A 市では、年度当初に、当該年度に係る 3 か月分の納付書と合わせて、1 か月ごとの納付書も送付していたと回答していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は昭和 56 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、国民年金の被保険者資格を同年 9 月 1 日に喪失した旨の届出を、同年 10 月 5 日に行ったことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、資格喪失日は同年 9 月 1 日と記載されている。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が記憶する子供会の役員からも申立内容を裏付ける供述が得られず、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 6 月当時失業していたことから、母親が心配して国民年金に加入するとともに、町内会の集金人に保険料を納付していた。同年 11 月に就職したが、母親が引き続き国民年金保険料を納付していたので、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

なお、私の年金手帳には、昭和 53 年 6 月 11 日から 55 年 3 月 17 日までの国民年金の被保険者期間が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳に昭和 53 年 6 月 11 日から 55 年 3 月 17 日までの国民年金の被保険者期間が記載されていることから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しているため、保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は昭和 53 年 11 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間当時居住していた A 町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人が就職した事業所名が記載されていること、及び厚生年金保険の加入期間と重複する昭和 53 年 11 月分の国民年金保険料が同年 12 月 26 日に還付されていることが確認できることから、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、上記の記載内容とともに B 市の押印が認められることから、同市に照会したところ、同

市は、「申立期間当時、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険の記録が、当該手帳に反映されていない理由は不明である。」と回答している上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成4年8月から同年11月まで

私は、A事業所を平成4年7月末に退職した後、夏の暑い中、社会保険事務所（当時）で加入手続を行い、再就職するまでの4か月間の国民年金保険料を、郵送されてきた納付書により金融機関で納付したにもかかわらず、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、申立期間直後に再就職した事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成8年8月31日とされていることから、申立期間は、未加入期間のため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録及び申立人が所持している平成8年8月から9年1月までの「平成8年度国民年金保険料納入通知書」の日付等によれば、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、9年2月*日の婚姻を契機に第3号被保険者の届出を行った同年2月か3月ごろと推認され、その時点で付番された申立人の基礎年金番号は、過去に払い出された国民年金手帳記号番号が存在する場合は同記号番号となることから、申立期間直後に勤務した事業所の厚生年金記号番号となっていることから、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立人が所持している年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び申立期間に係る国民年金被保険者期間の記載は無く、申立人は、年金手帳について、「年金手帳はA事業所でもらった1冊だけであり、社会保険事務所で加入手続した時にはもらっておらず、別の年金手帳が実家に送付されてきたことも無い。」としている上、申立人が申立期間当時に住民登録していた

B市C区では、申立期間に係る国民年金手帳交付簿に申立人の名前は見当たらないとしていることから、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成9年9月から12年3月まで

私は、20歳になって1年もたたないうちに、年金手帳が送られてきたが、当時は学生であったため、A町役場に行き国民年金の加入手続とともに保険料の免除申請の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になって1年もたたないうちに、年金手帳が送られてきたことから、A町役場に行き保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているが、申請の時期、回数、承認通知書の送付等について具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（申請書の控え、承認通知書等）は無い。

また、オンライン記録に「手帳送付者」と記録されていること、及びA町が保管する国民年金被保険者名簿（平成9年12月10日作成）に職権適用を示す「職」の押印があることから、申立人は平成9年12月ごろに職権により国民年金に加入したものと考えられ、その時点では、申立期間のうち、9年9月及び同年10月は、制度上、さかのぼって免除の対象期間とはならない。

さらに、申立人が毎年行ったとする免除申請について、複数回にわたり連続して、行政側に事務処理誤りがあったとは考え難く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年6月1日まで

私は、平成3年5月から4年5月末日までの間、A市のB社に正社員として入社し、同社が経営するCという料理店で皿洗いや出前などをしていた。

同社に入社時に、経理等を担当していた専務に、当時所持していたオレンジ色の年金手帳を提出し、退職時にその手帳を返してもらった記憶があるので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における具体的な記憶から、勤務の時期は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、申立事業所の事業主は、「当社は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」としている。

また、申立事業所の事業主及び元取締役は、オンライン記録により、申立事業所での申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、申立人は、申立事業所に入社時に、当時所持していたオレンジ色の年金手帳を専務に提出したと主張しているところ、同専務は、「社員が入社した際、当社は厚生年金保険に加入していないので、各人で国民年金に加入するよう周知していたため、私は、誰の年金手帳も預かったことは無い。」としている。

このほか、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月ごろから 38 年 6 月 1 日まで

私は、A社を昭和 36 年 8 月に退職し、同社と一緒に勤務していた先輩と同年 9 月ごろにB社を設立した。

同社では役員を務めていたが、設立当初から厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除され、健康保険証で近所の病院に通院したことを記憶している。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立期間当時の事業主及びその妻の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立事業所は昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、「新規適用」の印が押され、申立人は健康保険証の整理番号*番で、資格取得日は昭和 38 年 6 月 1 日と記載されており、同日に申立人を含む 5 人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、「当時は個人事業であり、厚生年金保険の適用事業所の要件に該当しなかったため、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していなかった。従業員が 5 人になったので、昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所の届出を行った。」と説明しているところ、申立人と同日に資格を取得している同僚も、「自分は昭和 36 年 10 月ごろから勤

務したが、当時の従業員は事業主とその妻及び申立人の3人だった。その後、しばらくして男性が入ってきて従業員が5人になった。申立期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としている。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時の申立事業所の事業主及びその妻は、申立事業所が昭和43年1月20日にB社となった後の同年2月1日に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該事業主は、申立人と同日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、申立期間に係る厚生年金加入記録は無く、39年9月から国民年金に加入し、当該事業主の妻も35年10月に国民年金に加入して以降、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となるまで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 39 年 9 月まで
私は、昭 38 年 10 月から 39 年 9 月まで、A 社 B 支店に勤務した。
しかし、申立期間の厚生年金加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立期間当時の事業主の妻及び同僚の供述から、申立人が時期は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、オンライン記録により昭和 39 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 38 年 10 月から 39 年 8 月 19 日までは適用事業所ではない上、申立期間に係る申立事業所及び申立事業所の本店における健康保険厚生年金保険被保険者原票のいずれにおいても健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の原票は確認できない。

また、申立人は、「私は、申立事業所の立上げの時から勤務し、私が申立事業所にいた時は販売、集金、外交すべてを一人で担当しており、同僚はいなかった。」としている一方、申立事業所が適用事業所となった昭和 39 年 8 月 20 日に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している事業主の妻は、申立人と一緒に勤務した期間は無い旨供述している上、申立事業所で同年 8 月 21 日に被保険者資格を取得している者が二人確認できることから、申立事業所が適用事業所となったときには、申立人は申立事業所を退職していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしている上、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 58 年 4 月 1 日から 63 年 2 月 29 日まで勤務し、同年 3 月 1 日からB社に勤務した。また、63 年 2 月分の給与は、A社から支払われた。

昭和 58 年 4 月 1 日に社会人になって以来、失業期間は無く、毎月給与は支給されており、保険料納付の空白は無いはずであるのに、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書を見ると、備考欄に昭和 63 年 2 月 28 日に退職した旨の記載があり、資格喪失日を同年 2 月 29 日として届出が行われたことが確認でき、雇用保険の加入記録を見ても、申立人は、A社を同年 2 月 28 日に離職していることが確認できる上、これらの記録は年金事務所の記録と一致している。

また、申立人の戸籍の附票を見ると、C県には昭和 63 年 2 月 27 日に転入しているのが確認できる上、申立人は、実際に同年 2 月 29 日までA社に勤務(在籍)していたかは定かではないとしており、同年 2 月 29 日まで勤務していたことを示す資料も無いとしている。

さらに、A社及び申立人は、申立期間に係る保険料が給与から控除されていたことを証する資料(賃金台帳、給与明細書等)は無いとしていることから、申立期間に係る保険料控除を確認することはできない。

加えて、A社及びB社は「A社とB社間における転勤は無く、勤務場所が異動する場合は出向か移籍であり、移籍の場合、形としては一度退職して、新たに就職することになる。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで、A社に正社員として勤務した。当時の給与明細書は残っていないが、厚生年金保険の保険料は給与から控除されていた。会社には私を厚生年金保険へ加入させる義務があったはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある者に文書照会したところ、8人から回答があり、このうち2人が申立人を知っていると回答しており、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は無いほか、事業主及び元同僚の説明から、申立事業所において、申立人とほぼ同時期に勤務していたと推認される者がいるところ、同人の申立事業所に係る厚生年金保険加入記録は見当たらないことから、申立事業所は、従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがわれる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の原票は確認できず、原票の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたところ、申立期間に係る保険料を給与から控除されたことを示す資料等は無上、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も申立事業所に係る資料等は残っていないとしているなど、申立期間に係る給与からの保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立期間について、事業主による給与からの保険料控除がうかが

える関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 11 日から同年 10 月 27 日まで

私は、昭和 54 年 12 月 1 日に A 事業所に就職し、56 年 2 月 15 日まで継続して勤務しており、その間、一度も退職したことはない。

しかし、昭和 55 年 4 月 11 日から同年 10 月 27 日までの厚生年金保険の加入記録が漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 4 月 10 日までの期間及び同年 10 月 27 日から 56 年 2 月 14 日までの期間となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立事業所が保管する労働者名簿には、「雇入年月日が昭和 54 年 12 月 1 日、退職日が 55 年 4 月 10 日」及び「雇入年月日が昭和 55 年 10 月 27 日」と記載されており、申立人が昭和 55 年 4 月 10 日にいったん退社している記録が確認できる。

さらに、申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は昭和 54 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し 55 年 4 月 11 日に被保険者資格を喪失した後、再度、同年 10 月 27 日に被保険者資格を取得し、56 年 2 月 15 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間については厚生年金保険に加入していないことが確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立人が 55 年 4 月 11 日に

被保険者資格を喪失したことに伴い、同年4月17日に健康保険被保険者証を返還していることが確認できる。

加えて、申立事業所は、保管する資料からみて申立期間に係る厚生年金保険料は控除しておらず、申立てどおりの届出も行っていないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A団体の指示により平成 7 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者としての記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所及び複数の同僚の説明から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び申立人の同僚の説明並びに厚生年金保険の記録から、申立期間前後において6人（申立人を含む。）がA団体の指示により、交替で3か月から1年間、申立事業所で勤務していたことが確認できるが、当該6人の厚生年金保険の記録を見ると、申立事業所において3か月間勤務していた申立人及びその前任者2人は、申立事業所における加入記録が無いのに対し、平成7年4月以降に6か月から1年間勤務していた申立人の後任者3人は、申立事業所における加入記録が確認できる。このことから、申立事業所では、A団体を通じて申立事業所に勤務する者については、7年4月以前は厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所が加入するC厚生年金基金は、「申立期間当時の記録を保存しているが、申立人の加入記録は無い。」としているほか、申立人に係る雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立事業所は、「申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の綴りを保管しているが、その中に申立人の名前は無い。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除され

たことを証する給与明細書等を所持しておらず、控除されていたか否かについては覚えていないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1641 (事案 512 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から平成 4 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 10 月 1 日から平成 3 年 12 月 31 日まで A 社の事業主として販売店を経営していた。従業員を雇い、厚生年金保険に加入していた。
しかし、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。
初回申立てに対する第三者委員会の決定後、A 社に係る健康保険厚生年金保険の新規適用届が見付かり、B 市が発行した国民健康保険の加入証明書を手に入れたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無いこと、ii) 申立事業所について、申立期間当時の厚生年金保険事業所索引簿等で検索した結果、記録は無く、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認できること、iii) 申立事業所は平成 3 年 1 月に法人登記簿に係る商号の名称変更を行っているが、当時の代表取締役は、「申立事業所は、申立期間当時厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」としていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、社会保険事務所(当時)に提出したとしている申立事業所に係る健康保険厚生年金保険新規適用届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を新たな証拠資料として提出しているが、当該二つの資料には、社会保険事務所が受理したことを示す受付印は押されておらず、また、当該資格取得届には、資格取得年月日は記載されているものの、標準報酬月額決定額に係る社会保険事務所の記載が無いことから、社会保険事務

所がこれら届書を受理したとは考え難い。

さらに、申立人は、B市が発行した「B市国民健康保険加入期間について(回答)」を証拠資料として提出しているが、当該資料には、申立人が、申立期間の一部を含む昭和46年11月1日から平成10年2月2日までの期間において国民健康保険に加入していたことが記載されており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたとする根拠とはならない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年秋ごろからの約 6 か月

私は、昭和 47 年秋ごろに A 社に入社して、約 6 か月間は正社員として働いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立事業所の承継会社が保管する社員台帳により、申立人が、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月 9 日から 48 年 1 月 15 日までの期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該社員台帳の申立人の氏名が記載されたページの社員 15 人について、厚生年金保険の加入状況を見ると、厚生年金保険の欄に記号番号が記入されている 12 人についてはオンライン記録により、入社日から厚生年金保険に加入していることが確認できるが、当該欄に記号番号が記入されていない申立人を含む 3 人については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立事業所の承継事業所から提出のあった、申立期間当時の就業規則によれば、「準社員」は試用期間である 6 か月を経過した後に「社員」として本採用となることが規定されていることから、申立人は申立期間において準社員（試用期間）であったものと推測され、厚生年金保険の加入について「社員」とは異なる取扱いが行われていたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立事業所の被保険者原票によれば、申立期間において健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立事業所の承継事業所は、「申立期間当時の資料が無く、準社員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されて

いたかどうか覚えていないとしており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
A社は、私が設立した会社で、社会保険の適用事業所となった昭和 48 年 11 月 1 日から 55 年 10 月 31 日までの間、厚生年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の元従業員の供述及び商業登記簿（昭和 46 年 11 月から 49 年 1 月まで取締役、同年 1 月から 63 年 10 月まで代表取締役）から、申立人は申立事業所で申立期間において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時の申立事業所の会計担当者は、「申立人の厚生年金保険料を控除していた期間があったことは記憶しているが、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当初からであったかどうかは、はっきり覚えていない。」としている上、他の従業員からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について、申立内容を確認できる供述は得られなかった。

また、申立人の前任の代表取締役もその在任期間は申立事業所において厚生年金保険に未加入となっている上、申立人が申立事業所を設立した当初から在籍していたとする従業員も、厚生年金保険に未加入となっている。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得手続が昭和 52 年 8 月ごろに行われたことが確認できることから、申立期間においては加入手続が行われていなかったものと考えられる上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立人が給与から控除されていたと主張する保険料額は、申立期間

当時の上限額を大幅に上回っている上、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されていることを踏まえると、仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間のうち、昭和49年1月31日から52年7月1日までの期間について、申立人は、申立事業所の代表取締役であったことから、特例法第1条第1項ただし書に該当すると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月に A 株式会社 B 支社に入社し、正社員として同年 7 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと思っていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する上司及び同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚は、「B 支社では、採用後すぐには正社員扱いとせず、1 年間は試用期間とし、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立期間当時の上司は、「採用後 6 か月は、試用期間があった。」としていることなどから、当時、申立事業所は、入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれる。

また、別の同僚は、「当時の B 支社の方針により、入社時の学歴が大学卒業者とそれ以外の者とでは、厚生年金保険の加入について区別していた。」と供述しているところ、申立期間当時、申立事業所に採用され、学歴が判明した 10 人のうち大学卒業者 4 人は、入社と同時に厚生年金保険に加入しているが、高校卒業者 6 人は入社からほぼ 1 年後に加入となっていることが確認できることから、高校卒業で B 支社に採用された申立人が厚生年金保険に未加入とされたと考えても不自然ではない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立事業所では当時の資料が残っていないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況は確

認できないとしており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1663 (事案 67、285 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月18日から26年7月31日まで
② 昭和28年2月1日から30年7月31日まで

私は、昭和23年3月1日から28年1月25日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。その間は左手にケガを負ったことから、4か月程度入院の後、消毒等のため、事業主の妻又は同僚に付き添われて通院していたため、製品の製造はできなかったものの、火の用心などをしながら事業所内で生活し、治療代や生活費は事業主からもらっていたことを記憶しており、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、私は、昭和28年2月1日から30年7月31日までB社で働き、関連事業所であるC社から給与が出ていたので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

同僚は、C社において厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 申立人の説明によれば、申立期間①におけるA社での業務内容(製品製造)は、「火の用心」であり、申立期間①以外における業務内容と異なっており、雇用条件も異なっていたことが推認されること、ii) 申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料(給与明細書等)は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月7日付け及び同年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、第三者委員会の通知の中で、申

立期間①におけるA社での業務内容は「火の用心」とされているが、「火の用心」以外にも仕事を行っていたので、その内容に納得できないと主張する一方、左手のケガのため、製品の製造はできなかったとも供述している。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では健康保険番号に欠番は無く、申立期間に申立人の名前も無い上、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び申立人が記憶する同僚も既に死亡又は所在不明であることから、当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を聴取することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚についても、厚生年金保険の加入記録がある者と無い者が見受けられることから、申立事業所はすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがわれる。

- 2 申立期間②については、申立人は、当初、申立事業所をB社として、申立てを行ったが、i) B社での申立人の同僚二人の厚生年金保険の記録について調査したところ、社会保険庁(当時)の記録から、申立期間においてB社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当該同僚二人が厚生年金保険の被保険者である記録は見当たらないこと、ii) C社での当該同僚二人の記録を氏名検索したところ、昭和27年11月1日から厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の「同僚二人はB社で厚生年金保険の被保険者であった。」という主張と矛盾していること、iii) B社と名前が類似する事業所(2社)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人及び当該同僚二人の名前は無いこと、iv) 申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料(給与明細書等)は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、C社の給与明細書を添えて申立事業所をC社とする再申立を行ったが、i) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和30年8月1日となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、38年5月26日に整理された名簿においても申立人の健康保険及び厚生年金保険の番号は変更されていないことから、申立期間に別の番号が払い出されていたとは考え難いこと、ii) 申立人は、申立事業所名義の2月から12月までの給与明細書(何年の給与明細書かは不明)を提示しているが、そのうち2月から8月までの給与明細書の健康保険料欄には保険料控除額の記載が無い上、当該欄に保険料控除金額の記載のある9月から12月までの給与明細書について、保険料控除金額を健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と仮定してそれぞれの保険料を算出したところ、厚生年金保険の被保険者期間となっている昭和30年8月の標準報酬月額から算出した金額と一致することから、

当該給与明細書は申立期間後の明細書であると考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、C社の分工場であるB社（事業主は、D氏）で、住み込みでE氏と一緒に働いていたと主張するところ、申立人が記憶するB社の事業主の妻及び同僚E氏の供述を踏まえると、時期は特定できないものの、申立人は、C社の分工場であったB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記のE氏は「私と申立人は、B社で一緒に勤務したが、私の記憶では、B社で勤務した期間は厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、別の場所にあったC社の工場に異動してからだと思う。」と供述していること、及び申立人がB社の事業主であったとするD氏についても、申立期間には厚生年金保険の加入記録が無く、申立人と同様に昭和30年8月1日にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、D氏の妻は、「昭和30年8月ごろに分工場を閉鎖して夫婦でC社に移った。分工場が閉鎖されるまでは、工場長であった夫が給与計算を行っていたが、申立期間に厚生年金保険料を控除していたかどうかまでは覚えていない。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、C社は、分工場で勤務していた者については、厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれる。

- 3 このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1664 (事案 539 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年ごろから 59 年 9 月 1 日まで

前回の申立てに対し、第三者委員会から非あつせんの通知を受け取ったが、昭和 54 年ごろから 59 年 9 月 1 日までの間、A社で正社員として勤務し、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、納得できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には健康保険の被保険者番号に欠番が無く、申立人の名前も見当たらないこと、ii) 申立人は国民年金に任意加入して、国民年金保険料を納付していること、iii) 申立事業所の事業主は既に死亡しており、当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を聴取することができない上、申立人が記憶する同僚は申立人の厚生年金保険の加入に関する記憶が無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、新たに同僚一人の名前及び申立事業所の会計事務を行っていたとする会計事務所名を挙げているが、当該同僚は申立人が申立事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する記憶が無い上、当該会計事務所は、「申立期間当時の資料が無く、申立事業所の社会保険事務を行っていたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は確認できない。

また、申立事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「自身の都合で約 1 年間、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述し、また、申

立人の元上司は、「会社から厚生年金保険が掛けられないので、国民年金に加入してほしいと言われたことがあり、そのことなどが理由で退職した。」としている上、高校を昭和54年3月に卒業してすぐに申立事業所に入社したとする別の同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、同年6月までの加入記録が無いことから、申立事業所は、すべての従業員を必ず厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれ、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1665 (事案 548 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月から23年8月まで

前回の申立てでは申立事業所をA社(B都道府県)としていたが、今回は同社から出向していたとするC社(現在は、同社のD部門が独立し、E社)で厚生年金保険に加入していた可能性があるため、同社を含めて再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人が記憶するA社の所在地と同一の都道府県内に同社と類似する名称の事業所が6社みられるが、いずれも申立期間後に新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は社会保険事務所に適用事業所としての届出をしていなかったものと推認されること、ii) 申立人が出向先として主張するC社についても、申立人が記憶する同社の所在地と同一の都道府県内に類似する名称の事業所が1社みられるが、申立期間後に新たに厚生年金保険の適用事業所となったものであること、iii) 申立人が記憶するA社の所在地(B都道府県)を管轄する法務局では、当該事業所に係る商業登記は確認できないこと、iv) 申立人が記憶するA社の元F担当責任者についても、オンライン記録により、申立期間について厚生年金保険被保険者記録は無いことが確認できること、v) 申立人が記憶するA社の元F担当責任者及び同僚8人については、死亡や所在不明により事情を聴取することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、A社から出向していたとするC社で厚生年金保険に加入していた可能性があるとしていることから、同社の本店及び全国の支店、出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、

申立人の名前は見当たらないことから、申立人の勤務実態について、確認することができない。

また、A社の退職者名簿等から、申立人が記憶する同僚8人のうち4人の所在が確認できたが、4人全員が申立期間において同社での厚生年金保険被保険者記録は無い上、いずれの者も死亡しているため、事情を聴取することはできない。

さらに、申立人は、A社（G市）で昭和25年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年2月20日に資格喪失していることが確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間後の24年3月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではない。

加えて、A社（G市）の所在地を管轄する法務局では、同社に係る商業登記は確認できないことから、申立人の記憶する所在地（B都道府県）に係るA社の特定はできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案1666（事案973の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 1 日から 55 年 3 月 29 日まで

昭和 55 年 8 月に夫が死亡した後、社会保険事務所（当時）に出向いて相談した際に、遺族年金を受け取れないとの説明は受けたが、脱退手当金の説明は無く、その受給を申請した記憶も無い。脱退手当金を受け取っておらず、納得できないので再度審議してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後、また、申立人が死亡した日から約 6 か月後の昭和 56 年 2 月 17 日に支給決定されており、支給対象月数も一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人が昭和 55 年 8 月に死亡したため、申立人の妻の代わりに、申立人の娘が社会保険事務所で年金の取扱いについて相談した際、遺族年金を受給できない旨の説明を受けたとしており、申立人の妻は、申立人に係る遺族年金を受給できないことを認識していたと考えられ、脱退手当金を受給することに不自然さはないことなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張するのみで、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。